

☆\*\*\*\*\* ☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB 基金（ ）      DB 規約（ ）      DC      （ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他      （○）

### 【タイトル】第20回社会保障審議会年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\* ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年11月15日(金)、第20回社会保障審議会年金部会を開催しました。

今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

1. 被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者を念頭に置いた  
いわゆる「年収の壁」への対応について
2. 脱退一時金について

当部会の資料及び音声のアーカイブ配信ページについては、以下の厚生労働省HPに掲載されています。（音声のアーカイブ配信は、議事録掲載後に停止）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20241115.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241115.html)

1. 被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者制度を念頭に置いたいわゆる「年収の壁」への対応について（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

#### (1)被用者保険の適用拡大

##### <これまでの経緯>

就労形態の多様化等を背景として、短時間労働者への被用者保険の適用に関する検討が2000年頃より行われてきたが、負担増となる事業主側の経営への影響に対する懸念等もあり、段階的に適用拡大の取組みを進めてきた。

##### <今後の検討の方向性>

- ・短時間労働者の適用拡大に向けて、企業規模要件、時間要件、賃金要件などの縮小検討
- ・被用者保険の非適用対象個人事業所の縮小検討

<これまでのご意見(一部)>

【企業規模要件・個人事業所の非適用業種】

- ・企業規模要件の撤廃と個人事業所における非適用業種の解消について賛成。事業主側が適用拡大の負担を重く感じるのは、それぞれのビジネスモデルや現在需要の多い分野の仕事かどうかにもよるため、適用基準に企業規模を用いるのが適切かどうか疑問。もし企業への配慮が必要ならば、他の仕組みを入れるべき。

【労働時間要件・賃金要件】

- ・雇用保険の加入対象を週 20 時間未満の労働者に拡大する場合は、厚生年金についても労働時間要件の引下げについて検討すべき。拡大で新たに対象となる労働者数などのデータを元に議論を進めてほしい。
- ・週 20 時間未満で適用することについては、医療保険の実務や国民健康保険に大きな影響を及ぼすと考えられることから、慎重であるべき。

【適用拡大を進める際の留意点】

- ・適用拡大の方向性については理解するが、企業経営に与える影響にも留意が必要。社会保険料の事業主負担が新たに発生することに加え、従業員が第 3 号被保険者資格を維持するための就業調整・人手不足の加速化といった、企業経営に与える影響を念頭に置いた議論が必要。

<今回の年金部会で提起されたご意見(一部)>

- ・企業規模要件および個人事業所の非適用業種の撤廃については賛成意見が多数。一方、「個人事業の 5 人未満事業所」への適用拡大については賛否が分かれる(「時期尚早」がやや多数)。撤廃を検討するにせよ、当該事業所の負担増について慎重な議論が必要。
- ・賃金要件については、最低賃金引上げの動向に鑑みるとこれを早晚超えていくことは趨勢であり、更なる就業調整を惹起させないためにも、撤廃の方向支持が多数。

(2) 第 3 号被保険者制度を念頭に置きたいいわゆる「年収の壁」への対応

<いわゆる「年収の壁」への対応策の考え方について>

○いわゆる「106 万円の壁」への対応策の考え方

- ・保険料負担が増えるが厚生年金給付も増える。これは全ての厚生年金被保険者に共通であり、適用拡大に伴う短時間労働者のみ異なる取扱いとなるわけではない。
- ・他方で、「壁」を境にした保険料負担による手取り収入の減少のみに着目すれば、これへの対応は「保険料負担による手取り収入の減少をどうす

るか」を出発点として考えることが基本となる。例えば最低賃金の引上げ等による収入の底上げにより、「年収の壁」は解消される。

○いわゆる「130万円の壁」への対応策の考え方

- ・保険料負担が増えても基礎年金給付は同じであり、これは第1号被保険者と第3号被保険者とで負担と給付の構造が異なることによるもの。
- ・したがってこれへの対応は、第3号被保険者のあり方そのものに着目した何らかの見直しを行うか、「壁」を感じながら働く第3号被保険者が少なくなるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を一層加速化することが基本となる。

○(具体的検討策の一つとして)就業調整に対応した保険料負担割合を変更できる特例の検討の視点

- ・保険料は原則として労使折半のところ、被用者保険（厚生年金・健康保険）において、事業主が被保険者の保険料負担を軽減し、事業主負担の割合を増加させることを認める特例を設けることをどのように考えるか。

<これまでのご意見(一部)>

【総論】

- ・根強く残る男女の役割や働き方の差に間違った方向で影響を及ぼしている制度があれば、見直す方向で議論すべき。
- ・パート労働者等の保険料負担の一部を国が肩代わりする措置は、いわゆる年収の壁の根本的な解決にはつながらず、第3号被保険者に対する優遇になる。

【106万円の壁への対応】

- ・いわゆる「106万円の壁」への対応策の考え方や制度設計上の論点として提示されているイメージは、一時的な労働力不足の解消を目的とした対応策にしかなり得ず、労働力確保のために本来企業が取るべき対応策を阻害する懸念がある。
- ・事業主負担に係る論点として、給付と負担の関係が分かりやすい簡素で公平な制度設計にすべき。労使折半の原則の変更は、制度を複雑化させ、公平性を欠くため反対。

<第3号被保険者制度をめぐるこれまでの議論>

- ・女性を取り巻く環境が変化する中で、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると指摘されている。
- ・第3号被保険者の中には、就業に一定の制約を持つ方々等が含まれており、

こうした方々への配慮が必要であると指摘されている。

<これまでのご意見(一部)>

【総論】

- ・第3号被保険者制度は社会の実態に合っていない。見直す上では、社会保険制度内の不公平感の解消、社会の担い手の拡大が基本。
- ・第3号被保険者制度が男女賃金の、いわゆるジェンダーギャップの再生産に仮に寄与しているのならば、対象を縮小して、最終的には廃止していくほうがいい。

<今回の年金部会で提起されたご意見(一部)>

- ・「106万円」の安易な引上げには反対。社保を払わない事業所を増やすことに繋がるし、仮に将来的にこれを撤廃した場合に、そのような事業所が被るショックをかえって大きくさせることが懸念される。
- ・賃金を上げて、「壁」を意識しない水準の収入を労働者に提供できる事業所とそれができない事業所との違いで、後者は淘汰される。現行の「壁」を引き上げることは、付加価値の低い後者へ実質的な補助を与えるだけでも言え、経済学的には受容し難い考え方。
- ・「保険料の負担割合(原則 労使折半)」の変更は、労使間でそのような議論自体はあっていい。しかし、企業側の負担割合を引き上げることについて、相対的に中小企業にその体力が乏しいことへの配慮が必要。
- ・「3号(主に女性と仮定)」は、昨今の女性の社会進出や男女間収入格差是正を後押しする観点からも、将来的な縮小・廃止意見が多数。ただし安易的に「3号」が「1号」に移行しない(基本的には「2号」に含めていくための施策)ことへの留意や措置(就業支援・過度な就業調整の回避)も想定しておくことが必要。

## 2. 脱退一時金について(厚生労働省 HP 掲載 資料 2 を基に記載)

○脱退一時金制度に関する見直しの方向性

【現行】

外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、脱退一時金制度を設けている。また、脱退一時金を受給するとそれまでの被保険者期間がなくなる。

【検討の方向性】

老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられることから、将来の年金受給に結びつけやすくする方向で見直しの検討を進めるべ

きではないか。

<今回の年金部会で提起されたご意見（一部）>

- ・日本での(半)永住を予定する外国人の老齢給付金受給資格を維持するための措置自体は、賛成。(一時的な)出国時に、そのことの周知やその後に事情が変わって再入国しないことになった場合には脱退一時金が受給できる等に対して、引き続きの啓蒙が重要。

※当日の部会では、他に、「被用者保険における学生除外要件」「複数事業所勤務者に対する被用者保険の適用等」等についても議論されております。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202411-170-0380-D